

ソフトウェア工業団地事業 業種 7.5.4 の改訂

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S. 6 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 ソフトウェア工業団地事業 業種 7.5.4 の改訂

ソフトウェア工業団地事業、業種 7.5.4 の条件改訂を妥当と見なし、
 仏暦 2520 年 投資奨励法 増補改正(第 3 版)仏暦 2545 年 第 16 条 第 2 段および第 31 条
 第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8
 月 1 日付け 件名、奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の業
 種 7.5.4 の条件を廃止し、条件を規定する。以下による。

業種	条件
7.5.4 ソフトウェア工業団地事業	1. 特別に国家にとって重要で有用である事業と定め、ゾーンを問わず、機械の輸入関税の免除、および 8 年間の法人税所得税の免除の権利恩典を付与する。31 条第 2 段により法人税免税の割合を定めない。 2. 全ての工業団地で高速グラスファイバー形式の基本の通信システムがなくてはならない。 3. 国内および国際の通信センターに通ずる工業団地からの高速の通信ラインを有する基本的な通信システムがなくてはならない。 4. 継続的に使用する予備電力システムがなくてはならない。 5. 1 万平方メートルを下回らない面積がなくてはならない。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)7 月 27 日から有効である。

布告日 仏暦 2547 年(2004 年)9 月 17 日

陸軍大将
 チャバリット・ヨンチャイユット
 副首相
 委員会議長代行

注:この布告は、2004 年 9 月 17 日に投資委員会によって布告されたものの仮訳であり、使用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。